

平成28年7月19日

川崎市新本庁舎整備事業に係る環境配慮計画審査書の公告を行いました。

当該対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第8条の7第1項の規定に基づき環境配慮計画審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 環境配慮計画策定者
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

- 2 対象事業の名称及び所在地
川崎市新本庁舎整備事業
川崎市川崎区宮本町1番地ほか

- 3 環境配慮計画審査書公告年月日
平成28年7月19日（火）

- 4 環境配慮計画策定者の問合せ先
名 称：川崎市総務企画局本庁舎等建替準備室
住 所：川崎市川崎区東田町5番地4
電 話：044-200-0864

（川崎市環境局環境評価室担当）
電話 044-200-2156

**川崎市新本庁舎整備事業に係る
環境配慮計画審査書
平成28年7月
川崎市**

川崎市新本庁舎整備事業（以下「対象事業」という。）は、川崎市（以下「環境配慮計画策定者」という。）が、川崎区宮本町1番地ほかの川崎市役所本庁舎及び第2庁舎の約0.8haの区域において、「川崎市本庁舎等建替基本計画」（平成28年1月策定）に基づき、新たな本庁舎を建設するものである。

環境配慮計画策定者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成28年3月10日に環境配慮計画書を提出した。

市は、この提出を受けて環境配慮計画書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、環境配慮計画策定者が作成した環境配慮計画見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成28年7月12日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本環境配慮計画審査書を作成したものである。

1 対象事業の概要

(1) 環境配慮計画策定者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 対象事業の名称及び種類

名 称：川崎市新本庁舎整備事業

種 類：高層建築物の新設（第1種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の3の項及び15の項に該当）

(3) 対象事業を実施する区域

位 置：川崎市川崎区宮本町1番地ほか

区域面積：約7,825 m²

用途地域：商業地域

(4) 対象事業の概要

ア 目的

川崎市新本庁舎の整備

イ 土地利用計画

区 分	面 積	割 合
計画建築物	約3,800 m ²	約48.6%
その他（広場、歩道状空地、緑地、車路等）	約4,025 m ²	約51.4%
合 計	約7,825 m ²	100.0%

ウ 建築計画等

項 目	諸 元
開発区域面積	約 7,825 m ² [新本庁舎敷地 : 約 6,131 m ² 第2庁舎跡地広場 : 約 1,385 m ² 道路等 : 約 309 m ²]
建築面積	約 3,800 m ²
延床面積	約 63,900 m ²
建築高さ	約 116m以下
主要用途	庁舎（事務所）
駐車台数	約 160 台

2 審査結果及び内容

本対象事業は、市役所本庁舎の建設事業であり、環境配慮計画書では、対象計画案を単一案としているが、学識経験者と市民代表で構成される公開の外部委員会において、立地場所や環境関連事項を含めた複数の配棟計画を比較・検討した上で、パブリックコメントによる市民意見の聴取を行って作成された上位計画で絞り込んだとしている。また、対象事業の実施により供用時に環境影響が想定される環境影響要因は、緑の回復成、高層建築物の存在及び施設の供用で、環境要素の項目は、電波、ビル風、日照、緑化地、都市景観及び利用者に優しい公共施設であり、このうち、ビル風及び都市景観を重点項目として選定し、調査、予測及び評価を行っている。

これらの環境配慮計画書における対象計画案の設定、環境影響要因の抽出及び環境要素の項目の選定並びに選定した項目における調査、予測及び評価は、おおむね妥当である。

しかしながら、建築計画・緑化計画・施工計画等の対象事業計画の策定に当たっては、より積極的な環境配慮が求められることから、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を考慮した上で、環境配慮事項について更なる検討を行うとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

(1) 対象計画策定に関する事項

ア 植栽樹種の選定に当たっては、都市景観への十分な配慮が必要であることから、第2庁舎跡地広場に植栽を行う高木については、川崎府中線沿いに植栽されているイチョウ並木と調和する樹形を備えた整形的な樹種を選定するなど、更なる配慮に努めること。

イ 近代化遺産として一定の文化的、歴史的価値があると考えられる既存庁舎の一部を、創建当時の姿を復刻した低層棟として新築復元することにより、都市の記憶を継承するとしているが、都市の記憶を継承することは重要であることから、近代化遺産としての歴史的価値等について、条例環境影響評価方法書以降において、より具体的に明らかにするとともに、市民に対して記憶を継承する方策を検

討すること。

(2) 今後の環境影響評価手続に関する事項

条例環境影響評価方法書等における環境影響評価については、環境配慮計画書段階での検討内容も踏まえ、工事中及び供用時の環境影響要因の抽出を行い、対象計画の内容、事業特性及び地域特性を勘案した上で環境影響要因の区分に応じて、環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成28年3月10日 環境配慮計画書の受理
3月17日 環境配慮計画書公告、縦覧開始
4月15日 環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切り
意見書の提出 1名、1通
5月11日 環境配慮計画見解書の受理
5月18日 環境配慮計画見解書公告、縦覧開始
6月 1日 環境配慮計画見解書縦覧終了
6月 6日 市長から審議会に環境配慮計画書について諮問
7月12日 審議会から市長に環境配慮計画書について答申
7月19日 環境配慮計画審査書公告
環境配慮計画策定者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成28年6月 6日 審議会（現地視察、環境配慮計画書事業者説明及び審議）
7月11日 審議会（環境配慮計画書答申案審議）